

### 完了検査の要領

排水設備工事を完了したときは、条例第7条の2に基づき、速やかに届出（排水設備工事完了届）をするとともに、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、検査を受けなければならない。

なお、完了検査の主な項目は、次のとおりとする。

- ① 接続ますへの取付け状況
- ② 汚水ます、雨水ますの設置、構造等
- ③ ますの継目等からの浸入水、漏水の有無
- ④ 排水管の状況
- ⑤ 排水管の接合部からの浸入水、漏水の有無
- ⑥ トラップ等の設置、機能
- ⑦ 提出設計図面との相違
- ⑧ 汚水、雨水の分離（分流式の場合）

検査の結果、改修を要する箇所があるときは、施工した排水設備指定工事店に改修を命ずる。

### 検査済証

排水設備工事が、条例第3条その他法令の規定に適合していると認めたときは、排水設備検査済証を交付する。

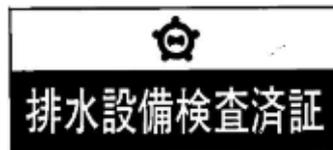


図9-1 排水設備検査済証

### 検査の注意事項

- ① 排水設備工事完了届を提出する前に排水管及びますの仕上がり状況等、排水設備が適切に施工されているか、自主検査を行う。
- ② 検査立会の連絡があった場合は、速やかに申請者に連絡をとり、検査当日に立入りができるようにする。
- ③ 検査の手直し事項は、直ちに改修し、再検査を受ける。